

健康文化

## 健康づくりと地域保健

澤 宏紀

昭和12年に保健所法が制定され、保健所が法制化され、そして昭和22年保健所法の全面改正を経て、保健所が戦前、戦後のわが国の公衆衛生の向上に大きく寄与してきたことは言うまでもない。保健所は母子保健、結核、精神保健、環境衛生、食品衛生等多くの事業を行っており、平成5年末で全国に848カ所（都道府県631、保健所政令市164、特別区53）設置されている。愛知県においては県保健所26、名古屋市16の計42カ所である。戦後半世紀たち、社会環境の変化もあり、現在、保健所の機能強化、市町村の役割の重視、保健・医療・福祉の連携等を目指した地域保健の見直しが行われており、地域保健の大きな転換期を迎えている。

本年（平成6年）3月に「地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律（案）」が国会に上程された。これは保健所法はじめ関係の法律を改正することであるが、その趣旨は、急激な人口の高齢化、疾病構造の変化等に対応した地域保健対策を総合的に推進し、その強化を図るために、地方公共団体及び国の責務の明確化、地域保健対策の推進に関する基本指針及び人材確保支援計画の策定、保健所及び市町村保健センターに関する規定の整備等の処置を講ずるとともに、母子保健事業の実施、診療所の開設届出の受理等の地方公共団体の地域保健対策に係る事務の再編その他所要の措置を講ずる、ことである。

基本的な考え方としては、急激な人口の高齢化と出生率の低下、疾病構造の変化、地域住民のニーズの多様化などに対応し、サービスの受け手である生活者の立場を重視した地域保健の新たな体系を構築する。また、都道府県と市町村の役割を見直し、住民に身近で頻度の高い母子保健サービスなどについて主たる実施主体を市町村に変更し、すでに市町村が実施主体となっている老人保健サービスと一体となった生涯を通じた健康づくりの体制を整備するとともに地方分権を推進する、ということである。

改正の主な内容は、保健所法改正関係では、「保健所法」を「地域保健法」（仮称）に、市町村の責務として人材確保、施設整備等、都道府県の責務として人材確保、施設整備、調査研究、市町村の支援等、国の責務として人材養成、情

報収集・調査研究、地方公共団体の支援等を規定し、市町村保健センターを法定化すること等であり、また、小規模町村に対して財政的・技術的支援を実施することとしている。保健所については、保健所を地域保健の広域的・専門的・技術的拠点として機能を強化する。また、保健所の新たな機能強化や保健・医療・福祉の連携の促進を図る観点から保健所の規模を拡大し、保健所の設置基準については、人口10万人に1ヶ所であったのを医療計画で規定する医療圏や老人保健福祉計画で規定する福祉圏を参酌して、保健所の所管区域を設定することとしている。権限委譲関係では母子保健法、児童福祉法、栄養改善法等を改正し都道府県から市町村に対する権限委譲することとしている。母子保健サービスの提供主体を原則として市町村に一元化し、1歳6カ月児健診を市町村事業として法定化等である。

法改正後は、国は地域保健対策の推進に関する基本指針を策定し、都道府県は当分の間、基本指針に即して地域保健対策の実施にあたり特にその人材の確保または資質の向上を支援する必要がある町村について、人材確保支援計画を定めることとし、平成9年度からの法施行を予定している。

都道府県の役割としては、市町村がその役割を十分に果たすことができるよう、専門的・技術的な援助・協力を行うこと、また、地域保健を担うマンパワーの養成や市町村職員等の教育・研修機能が重要となってくる。都道府県の設置する保健所については、都道府県の果たすべき役割に鑑み、地域保健の専門的・技術的拠点としての機能を強化することが必要である。新法律案では保健所は、次に掲げる事項につき、企画、調整、指導及びこれらに必要な事業を行うとしている。

1. 地域保健に関する思想の普及及び向上に関する事項
2. 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項
3. 栄養の改善及び食品衛生に関する事項
4. 住宅、水道、下水道、廃棄物の処理、清掃その他の環境の衛生に関する事項
5. 医事及び薬事に関する事項
6. 保健婦及び保健士に関する事項
7. 公共医療事業の向上及び増進に関する事項
8. 母性及び乳幼児並びに老人の保健に関する事項
9. 歯科保健に関する事項
10. 精神保健に関する事項

11. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病により長期に療養を必要とする者の保健に関する事項
12. エイズ、結核、性病、伝染病その他疾病の予防に関する事項
13. 衛生上の試験及び検査に関する事項
14. その他地域住民の健康の保持及び増進に関する事項

(下線部分が主な新しい事項である。)

市町村の役割としては、保健や福祉のような住民に身近なサービスについては、地域の個性を十分に発揮した施策を実施することが必要であり、保健と福祉とを通じて、市町村が主体性をもって一元的に実施することとし、このため、市町村の役割としては、住民に最も身近な窓口機能を果たすとともに、住民のニーズに合ったきめ細かなサービスを総合的に提供することが重要である。住民に身近で頻度の高い保健サービスの中で、三歳児健診、母子保健事業や栄養相談・指導等のうち市町村が実施するのが適当なものについては、都道府県から市町村へとサービスの実施主体を変更することになる。市町村における保健サービスの実施拠点として、昭和53年度より、市町村保健センターが整備されてきている。市町村保健センターについては、健康づくりに関する事業を実施する「場所」として位置付けられてきたが、平成4年度末現在、3,259市(区)町村のうち、1,157市町村に、1,185カ所が設置されている。愛知県内には52カ所設置されている。保健センターは、厚生省通知に基づいて整備されてきたが、今回の見直しでは、その位置付けを明確化し、今後、さらに整備を推進することが必要であることから、市町村保健センターを法定化し、その設置に必要な費用の一部を補助することとしている。法律(案)条文では、市町村保健センターは、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行うことを目的とする施設とする、としている。

人口の高齢化と出生率の低下、疾病構造の変化、国民ニーズの高度化・多様化等を背景として、多様なニーズに対応したきめ細かなサービスや生活者主体のサービスを、福祉サービスと一体となって提供していくことが必要であり、この目的のために新たな地域保健の体系の構築が進められているのである。

(愛知県衛生部長)